

【すこやか歳時記】  
卯月の候



## 新年度のスタートのときに、 従業員満足度を向上させる 自社の課題解決にも着手を。

今月から新会計年度が始まり、新卒入社の子も各所で活躍が期待されます。社員の採用や育成は、近年さらに企業経営の重要課題になり、「従業員満足度 (ES)」を高めるための取り組みに注力する会社も増えてきました。これは賃金アップに限らず、福利厚生の実質や職場環境の整備、業務の効率化、公正な評価制度、社内コミュニケーションなど、多岐にわたる課題解決が求められます。

また、大手企業だけではなく、中小零細事業者にとっても次世代を担う働き手の確保は少子高齢化社会では切実な問題です。近年では業績が安定していても、後継者が不在で廃業に至る場合も少なくありません。新年度の計画遂行はもちろん、新時代の ES 対策もお気軽にご相談ください。

**TOPIC** → **2026年4月スタート**  
**「子ども・子育て支援金」と給与計算のポイント**

2026年4月分(5月納付分)より、新たに「子ども・子育て支援金制度」が開始されます。これに伴い、給与および賞与から支援金を控除し、納付する必要があります。

支援金額は、健康保険の標準報酬月額および標準賞与額に支援金率を乗じて算出します。2026年度の支援金率は0.23%です。

また、本年度は給与計算において以下の通り変更が続きます。

- ・4月支給分：健康保険料率・介護保険料率の改定
- ・5月支給分：子ども・子育て支援金の控除開始

このように、2ヶ月連続で控除内容が変更されるため、設定漏れや控除誤りが発生しやすい時期となります。給与計算ソフトの設定確認や、控除項目の追加漏れがないかを事前にチェックし、正確な処理を行いましょ。



## 日々是好日カレンダー

4月 APRIL	卯月・鳥待月・ 花残月・清和月
1 水	・新会計年度 ・エイプリルフール ・トレーニングの日 ・不動産鑑定評価の日
2 木	・図書館開設記念日 ・CO2削減の日 ・歯列矯正の日 ・週刊誌の日
3 金	・愛林の日 ・資産運用の日 ・趣味の日 ・いんげん豆の日
4 土	・交通反戦デー ・獅子の日 ・あんぱんの日 ・どらやきの日
5 日	・清明 ・ヘアカットの日 ・横丁の日 ・デビューの日
6 月	・春の全国交通安全運動(～4/15) ・新聞をヨム日 ・しろの日
7 火	・労務管理の日 ・世界保健デー ・タイヤゲージの日
8 水	・花まつり ・指圧の日 ・タイヤの日 ・出発の日 ・忠犬八公の日
9 木	・子宮頸がんを予防する日 ・左官の日 ・美術展の日 ・大仏の日
10 金	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11 土	・メートル法公布記念日 ・中央線開業記念日
12 日	・世界宇宙飛行の日 ・東京大学創立記念日 ・パンの記念日
13 月	・水産デー ・喫茶店の日 ・浄水器の日 ・決闘の日
14 火	・オレンジデー ・柔道整復の日 ・良い年の日 ・椅子の日
15 水	・世界医学検査デー ・遺言の日 ・ヘリコプターの日
16 木	・国民年金法公布記念日 ・女子マラソンの日
17 金	・春の土用入り ・ハローワークの日 ・世界血友病の日 ・なすび記念日
18 土	・発明の日 ・よい歯の日 ・よいお肌の日 ・ガーベラ記念日
19 日	・食育の日 ・飼育の日 ・地図の日 ・養育費の日
20 月	・穀雨 ・郵政記念日 ・青年海外協力隊の日 ・女子大の日
21 火	・民放の日 ・放送広告の日
22 水	・国際母なる地球デー ・よい夫婦の日 ・カーペンターズの日
23 木	・世界図書著作権デー ・消防車の日 ・地ビールの日 ・しじみの日
24 金	・植物学の日 ・日本ダービー記念日
25 土	・初任給の日 ・世界マラリアデー ・国連記念日 ・歩道橋の日
26 日	・世界知的所有権の日 ・よい風呂の日 ・七人の侍の日
27 月	・世界生命の日 ・婦人警官記念日 ・哲学の日 ・駅伝誕生の日
28 火	・労働安全衛生世界デー ・主権回復記念日 ・シニアの日
29 水	・昭和の日 ・国際ダンスデー ・羊肉の日 ・畳の日
30 木	・社会保険料納付期限(3月分)

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です

## 《今月の特集①》 出社回帰をめぐる労働条件の変更とそのリスク対策について

新型コロナウイルス感染拡大により急速に普及したテレワークですが、近年出社回帰の動きが進んでいます。出社に移行する際の注意点を整理します。

### はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に急速に普及したテレワークですが、ここにきて一部の大企業を中心に「出社回帰」の動きが進んでいます。生産性向上、組織統制、若手育成などを理由に、テレワークを縮小・廃止する判断をする企業も増えていきます。しかし、テレワークの見直しは、**単なる方針変更にとどまらないリスク**を内包しています。特に、労働条件変更との関係を誤ると、労働紛争に発展するおそれがあります。

### テレワークは労働条件なのか

テレワークが労働条件に該当するかどうかは、その導入経緯や制度設計によって判断が分かります。厚生労働省のテレワークガイドラインでも、テレワークは「働き方の一つ」とされており、**就業規則や労働契約に明示されている場合には労働条件の一部**と評価される可能性があります。

特に注意が必要なのは、以下のパターンです。

- 労働契約書に「テレワーク可」「原則在宅勤務」などの記載がある場合
- 就業規則に制度として定められている場合
- 長期間（数年単位）にわたりテレワークが常態化していた場合

このような場合、出社回帰は「労働条件の変更」として扱われ、企業側の一方的な変更は問題となりえます。

### 出社回帰をめぐる法的リスク

配置転換命令について、近年「勤務地」や「労務提供の場所」の変更は、労働者に与える影響が大きいとして慎重に判断される傾向があります。たとえば、勤務地変更に関する判例では、以下のポイントを総合的に考慮するべきとの枠組みが確立しています。

- 生活への影響の程度 ・不利益の内容（通勤時間、育児・介護との両立など）
- 業務上の必要性 ・代替措置の有無

テレワークから出社への切替えも、実質的には「労務提供場所の変更」と評価される可能性があります。特に**育児・介護などを理由に在宅勤務を前提とした生活設計をしていた労働者**に対しては、不利益性が大きいと判断されやすい点に注意が必要です。

### 出社回帰を進める際の実務ポイント

#### 1. テレワーク制度の定義の明確化

就業規則・テレワーク規程の新設や見直しの際には、テレワークは恒久制度ではない旨を明文化する必要があります。業務上の必要性により出社を命じる場合がある旨を明記します。併せて、テレワークの弊害や出社の有用性を労働者に説明する姿勢も大切です。

#### 2. 段階的な移行と個別配慮

突然全面出社とせず、週1~2日出社から始めるなど、緩やかな移行は紛争予防に有効です。さらに、個別配慮の検討も欠かせません。育児・介護・通院等の事情がある労働者については、例外的な在宅勤務や時差出勤を組み合わせることにより、不利益を緩和できます。

#### 3. 効果検証

出社回帰の結果、各方面にどのような影響があったかを検証します。時間あたりの生産性、採用・定着率、離職率、労働時間数、コスト増減などの変化を確認し、今後の労働環境整備に役立てることが重要です。



## 《今月の特集②》裁判例から学ぶ無期転換ルールリスク対策

通算5年を超える有期雇用契約は、労働者の申込により無期転換する「無期転換ルール」について、厚労省が裁判例をまとめた資料を公表しました。

### はじめに

通算5年を超える有期労働契約に適用される「無期転換ルール」により、非正規労働者の雇用安定が一定程度進展したと評価されています。一方で、この「無期転換ルール」をめぐるトラブルが新たな労務課題となっています。こうした中、厚生労働省は2025年12月、無期転換ルール及び多様な正社員等の労働契約関係に関する裁判例・考え方を整理した資料を公表しました。

### 無期転換ルールの目的と概要

2013年4月以降に締結された有期契約から始まったこの無期転換ルールは、非正規労働者の不安定な雇用関係の是正を目的としています。同一使用者との有期契約が通算5年を超えて更新された場合に、**労働者からの申し込みにより**無期労働契約に転換する権利が発生します。

### 裁判例整理の背景と主なポイント

今回厚労省が公表した資料は、無期転換ルールに関する典型的な問題と判断基準を、裁判例をもとに整理したものです。主なポイントは以下の二点です。

#### 1. 無期転換申込権発生直前の雇止め

無期転換申込権が発生する直前に、合理的な理由なく雇止めを行った事例が裁判例として取り上げられています。また、申込権発生前に一方向的に更新上限を設定したり、契約締結時点で当初から更新上限を設けて無期転換申込権の発生を回避したりするような事例も取り上げられています。これらは、無期転換権の行使機会を不当に制限する可能性があり、裁判所は合理性や相当性の観点から厳格に判断する傾向にあります。有期契約労働者の雇止めは単なる契約終了・期間満了として安易に行うべきではありません。契約継続を期待させる状況であればあるほど、雇止めのハードルは高くなっている点に注意しましょう。

#### 2. 無期転換申込に対する不利益取扱い

申込をした労働者に対して、申込を理由に不利益な取扱いがなされた事案も紹介されています。例えば、申込後に労働条件を意図的に不利にしたり、申込の放棄を強要したりといった事例です。これは、無期転換権行使を抑制するような職場環境・処遇変更が不当とされる可能性を示唆しています。企業としては、この種の不利益取扱いは、裁判所において不利に判断されるリスクが高い点に注意が必要です。

### 実務対応のポイント

企業の労務担当者や経営者がこの資料を踏まえた対応をする場合のポイントは以下のとおりです。

#### 1. 通算期間の管理の徹底

通算契約期間の把握と、申込権発生時期の正確な管理・運用は必須です。無期転換権の発生の見落としや雇止め時期の判断ミスを防ぐための基盤です。

#### 2. 有期契約と無期契約の明確区分

有期契約と無期契約の仕事内容や労働条件に明確な差がないほど、契約更新を期待させやすくなり、雇止めのハードルが高くなります。雇止めの可能性がある有期契約については、当初から時限的かつ限定した業務(例: スポット的な繁忙期対応など)を担当させるなどの区分を明確にした方がよいでしょう。

#### 3. 誠実な交渉

経営的判断から無期転換申込をされると困るような場合であっても、誠実な対応が重要です。個別の労働者の事情を聞く、会社の経営状態を正直に伝える、労働者の能力が不足しているのであれば繰り返し指導するなど、誠実な対応によってトラブル深刻化の予防に努めましょう。

## 『労働保険の年度更新』『社会保険の算定基礎届』必要資料スケジュール

今年の『労働保険の年度更新』および『社会保険の算定基礎届』に向けて、次の時期に下記資料をご用意いただき、お送り頂きますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、各担当者にお問い合わせ下さい。

		2025年					2026年								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
労働保険の年度更新	必要資料	4月～11月労働分の賃金台帳					12月-1月労働分賃金台帳					2月-3月労働分賃金台帳			
		4月～11月に完了した元請工事情報 (※ある場合のみ)					12月-1月完了元請工事情報					2月-3月完了元請工事情報			
	提出期日	12月中旬に提出 ※Chatwork、メールまたはFAXで送付してください。 メールの場合は、EXCELデータでお送りください。					2月中旬に提出					4月中旬に提出			

(※1) 年度更新：緑色の封筒（建設業は緑色と青色の封筒）算定基礎届：茶色の封筒で届きます。  
 (※2) (※1)に係らず当事務所、労働保険事務組合加入事業所様には、こちらより労働保険料納入通知書をお送り致します。

		2026		
		4月	5月	6月
社会保険の算定基礎届	必要資料	2024年4～6月支給分の賃金台帳		
	提出期日	6月中旬に提出 ※Chatwork、メールまたはFAXで送付してください。 メールの場合は、EXCELデータでお送りください。		

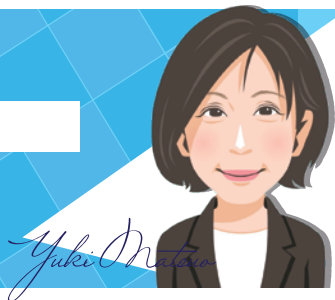
- 提出期日に賃金台帳および元請け工事情報をお送りください。
  - 年度更新は労働分の賃金台帳
  - 算定基礎届は支給分の賃金台帳が必要です。
  - 賃金台帳をお送り頂く際は、PDFではなく、EXCELデータでお送りください。
- ご協力の程、よろしくお願い致します。



＜賃金台帳は下記の形式で頂けますとお手続や調査監査時にもスムーズに進みます＞  
 労働保険年度更新：月別の支給控除一覧表の形式  
 社会保険算定基礎届：年別の一人別の賃金台帳

### スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所  
 事務長 松尾 由紀



主に手続業務を担当しております。松尾由紀です。  
 どうぞ宜しくお願いいたします。

Q 趣味を教えてください

A 温泉巡りです。日帰りでもよく行きます。  
 サウナも大好きで至福の時間です。

Q 好きなスポーツは？

A 野球観戦です。  
 プロ野球もいいですが、高校野球も好きです。  
 いつか甲子園に行って観戦してみたいです。

Q 座右の銘はなんですか

A 「千里の道も一歩から」です。小さな積み重ねの結果が  
 大成につながるとお思いますので、今という時間を大切に  
 使いたいです。

顧問先の皆さまにお役に立てるよう日々精進して参ります。  
 宜しくお願いいたします。

### 当事務所について

労務ジャパン株式会社  
 福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所  
 (新庁舎)の南門から徒歩1分です。  
 ミニセミナーの開催も行います。  
 ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》  
 〒810-0031  
 福岡市中央区谷2-14-8  
 TEL 092-734-2300  
 FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分  
 セブンイレブンが目印です。



# すこやか労務月報

[ 4月版 ]  
No.107

## 自己管理で、事故ゼロへ!!

令和8年「春の全国交通安全運動」が4月6日～15日にかけて実施されます。「交通ルールを守って、交通事故ゼロへ!」のメッセージと3つの全国重点が掲げられています。

- ①通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保。
- ②「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上。
- ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底。

上記の3項目はもちろん、飲酒運転やスピード違反は厳禁です。春には居眠り運転などにもご注意ください。

集中力が低下しやすいので各種業務の事故にもご用心を。



4月の  
注意ポイント

- その① 通勤時や移動時には交通安全の徹底を!!
- その② ストレスや集中力低下の事故防止も!!
- その③ 花粉症や感染症など健康管理にも注意!!